

国土交通省節電実行計画

平成 23 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

政府の節電実行基本方針（平成 23 年 5 月 13 日電力需給緊急対策本部決定）に基づき、国土交通省が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

国土交通省は、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできたところであり、この経験を活かし、国土交通省の需要設備において節電対策を実施する。

2. 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までとする。

なお、本実行計画に掲げる節電対策の効果を実証するため、必要に応じて、実施期間前に試行を行うこととする。

3. 対象設備

本実行計画の対象設備は、東京電力管内及び東北電力管内に所在する国土交通省の需要設備であって、別紙に掲げる設備とする。

4. 目標

3. の対象設備について、別紙に掲げる基準電力値に比して、原則 15% 以上抑制する。また、ピーク期間・時間帯（7 月から 9 月（平日）の 9 時から 20 時）の 1 時間単位の使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

5. 節電に係る具体的取組

中央合同庁舎第3号館については、昨年のピーク期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力実積2,920kWについて、その15%に当たる438kW以上を抑制し、ピーク期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力が2,482kWを超えないよう、以下の取組を実施する。

別紙に掲げるその他の設備においても、中央合同庁舎第3号館における取組を参考に、各設備の特性に応じた取組を実施することにより、基準電力値に比して、原則15%以上抑制する。

(1) 照明、OA機器、その他の機器、共用部分に係る節電【抑制電力約340kw程度（推計値）】

① 照明に係る節電

- ・執務室の照明の部分消灯
- ・廊下照明、階段照明の減灯及びエレベーターホール照明の半消灯

② OA機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していないOA機器等の電源プラグを抜くことの徹底
- ・プリンタ、コピー機等のOA機器の使用制限、省エネモードの移行時間の短縮
- ・パソコンのディスプレイの輝度低減、一定時間使用していない場合におけるディスプレイの自動消灯、シャットダウンの徹底
- ・冷蔵庫、給茶器、電気ポット等の電化製品の使用制限
- ・出退表示器の大幅な停止

③ 共用部分に係る節電

- ・エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- ・暖房便座、温水洗浄機能の停止
- ・冷水・うがい機の冷水機能の停止
- ・食品衛生管理等に配慮しつつ、自動販売機、入居売店等への節電協力要請

(2) 空調（冷房及び換気）に係る節電【抑制電力約180kw程度（推計値）】

① 冷房中の室温を原則28度とすることの徹底

② クールビズの徹底、強化

③ 個別空調設備の使用制限

④ 換気設備の抑制運転

⑤ 執務室等の照度に留意しつつ、ブラインドを活用

(3) 職員への周知

使用電力に関する情報を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進を図る。

(4) 夏季休暇の長期化／旅行の推進

休暇の長期化は、業務への影響を最小限にしつつ、節電の実を上げる有効な手法であり、以下の通り、夏季休暇の長期化と旅行の推進を図る。

①長期休暇の取得

本実行計画実施期間において、各職員は、連続5日以上の休暇を最低1回取得するよう努める。

②旅行の積極的実施

休暇を活用した積極的な旅行行動を行うよう努める。特に観光庁においては、国民の旅行の促進や、地域の復興・活性化につながるよう、各職員の旅行行動を共有・発信する取組について検討する。

③上記の取組に当たっては、各職員は業務改善や超過勤務の一層の縮減に努めることとし、管理職員は率先して休暇を取得するとともに職員の健康管理に留意し職場環境の整備に努めるなど、その達成のため最大限の配慮を行う。

なお、天候の影響で執務室等の部分消灯が困難となること等により、使用最大電力の抑制目標が達成されない可能性がある場合には、空調用熱源機器（冷温水機、ポンプ等）の稼働台数の削減を行う。

6. P D C A サイクルの確立

国土交通省に、総合政策局長を本部長とする国土交通省節電対策本部を設置し、各対象設備における節電対策の取組状況を確認・評価することにより、本実行計画の進捗を管理する。

節電対策の効果を実証するため、必要に応じて、実施期間前に試行を行うこととする。また、本実行計画の運用に当たっては、職員からの節電対策に関する提案や節電の状況等を踏まえて柔軟に対応するよう努め、本実行計画の改定が必要と認められるときは、本実行計画を改定する。実施期間後には、本実行計画に基づく節電実績を取りまとめ、公表する。

7. 独立行政法人、公益法人への取組の波及

独立行政法人及び公益法人に対し、政府の節電実行基本方針及び本実行計画を参考にしつつ当該法人の節電計画を策定するよう要請する。